

六	五	四	三	二	一	發行省令○財務省令国債の發行等に關する省令へ昭和五十七年大藏
發行額の方法	募入決定額の方法	發行方法	用振の法發行等替條律行法項及のび根適そ拠	名稱及び記	號名稱及び記	平成二十三年十二月三十日より告示第十五号

額割さ各札じるる利振の以律社条九特回十び百第回利内面りい申に。数利回替適下(平成十三年法律第十七号)債第年別及四利十三、付訳金当も込よを值回り機用「平成十三年法律第十七号」一法会び回付一百第回国財務大臣告示する。昭和五十七年大藏

額てのみる競をり格関を振株項律計第一、回国回九三庫債別であるかの発争いに差は受式第十四第庫及回百債表三。らう行にう応へ日け法等の振替に關する法第(二)回百第(三)回百第(四)回八三太郎

の千そち付。募第本ると九の利し次し十銀もお百応回て号た七行のり九募り行に者号とと。十八額格わおがにすしれい加規る、の億順のるて算定。そ規定次小入同すすの定。

内面りい申に。数利回替適下(平成十三年法律第十七号)債第年別及四利十三、付訳金当も込よを值回り機用「平成十三年法律第十七号」一法会び回付一百第回国財務大臣告示する。昭和五十七年大藏

額てのみる競をり格関を振株項律計第一、回国回九三庫債別であるかの発争いに差は受式第十四第庫及回百債表三。らう行にう応へ日け法等の振替に關する法第(二)回百第(三)回百第(四)回八三太郎

の千そち付。募第本ると九の利し次し十銀もお百応回て号た七行のり九募り行に者号とと。十八額格わおがにすしれい加規る、の億順のるて算定。そ規定次小入同すすの定。

十 十 三 二	十 十 一	九 八 七
の 経 利	發	振 額 最
払 過	行	低 額 面
込 利	価	替 單
み 子 率	格 日	位 金 額

(一)

にの口るに  
よに座も係發  
りつにのる行  
算い記と所時  
出て載し得に  
しは又て税お  
た、は振がい  
金前記替源て  
額記録口泉、  
か(+)さ座徵そ  
らのれ簿收の  
当算る中さ利  
該式ものれ子

(一) ( )  
 式は別期各総／利号過日零。  
 行成る。整載法  
 金額は規定期に  
 、債券は記定期に  
 次ごとに記録によ  
 う算定期に振替  
 式額は最低額口  
 より金額と金簿  
 百發平す額の振  
 円行成るの記替  
 たに對二。整載法  
 金額又の倍は規  
 、債券は記定期に  
 次ごとに記録によ  
 う算定期に振替  
 式額は最低額口  
 より金額と金簿  
 出し  
 日に、募表  
 によ  
 に払入決済と  
 い算定期  
 額の通  
 むし通知  
 も金額を受  
 すを次け  
 る払のた  
 。込算者  

$$1 + \left( \frac{100 + \frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}} }{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十  
九  
八

十  
十  
九  
八

十  
四

入 払 元 利 象 各 準 入 債 債  
札 場 利 回 国 発 と 札 還 還  
參 所 金 り 債 行 す の 金 期  
加 支 の 対 る 基 額 限

利  
子

財務大臣から通知を受けた者は、日單さ二値参協七銘額（ $\frac{1}{100} \times 1 \times 2$ ）に合ての利回りを算出し、その額を支拂う。この算出額は、各象に付する利回りと、該利回りが該債券の償還期までに得られる利回りである。この利回りは、該債券の額面金額（ $100 \times 1$ ）に該債券の償還期までの期間（ $\frac{1}{100} \times 1 \times 2$ ）で割り算される。この算出額が該債券の利回りである。

本利れ月の考会年柄面別銀利た十單統が二毎金表國利回りに午回表し九準円おとは前りにた日利にりす、九（一）掲公付回つる訂時平載社ではき。正以成さ債日、百後前ニれ店本平円のに十た頭証成当訂七平売券二該正年均買業十

単統じにに。式し行十る金受居にあ者債乗金支當たに、対号。額け住よるがをじ額。払ただよ各象にうるしり支國規へと、算払債定償き支出期のす還は払しに支る期、期たお払發限そが金い期行にの銀額てを日つ翌行を、支後い當休支次払のて業業払の期各同日日う算と発第

利子

二十  
者  
払込期日 平成二十七年二月二十三日

(別表)

(一) 利 第二付 四十国 十年庫 五 <sup>一</sup> 債 回券 )	(一) 利 第二付 四十国 十年庫 四 <sup>一</sup> 債 回券 )	(一) 利 回第十付 三年國 百 <sup>一</sup> 庫 十債 回券 )	(一) 利 回第十付 三年國 百 <sup>一</sup> 庫 十債 回券 )	(一) 利 第十付 三年國 百 <sup>一</sup> 庫 九債 回券 )	(一) 利 第十付 三年國 百 <sup>一</sup> 庫 八債 回券 )	(一) 利 第十付 三年國 百 <sup>一</sup> 庫 七債 回券 )	(一) 利 第十付 三年國 百 <sup>一</sup> 庫 六債 回券 )	(二) 名称及び記号
二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	一 ・ 二 %	○ ・ 八 %	一 ・ 一 %	一 ・ 三 %	一 ・ 三 %	一 ・ 四 %	利率 (年)
日年平 三成 月三 二十 十二	日年平 三成 月三 二十 十二	十年平 日十成 二三 月十 二二	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 六成 月三 二十 十二	日年平 六成 月三 二十 十二	日年平 三成 月三 二十 十二	償還期限
五二 億千 円百 七十	億二 円百 三十三	百 億 円	百 十四 億 円	円三 百五十 億 円	五 億 円	七十 億 円	百七十 億 円	(三) 発行額 面金額

利 第二付 四十国 十年庫 七 <sup>~</sup> 債 回券 ~	利 第二付 四十国 十年庫 六 <sup>~</sup> 債 回券 ~
二 . 二 %	二 . 二 %
一年平 日九成 月三 二十 十二	二年平 日六成 月三 二十 十二
七 億 円	五 十三 億 円